

約款 新旧対照表

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
新設	新設	<p>第12節 運用保守サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます)</p> <p>第22条(作業)</p> <p>1. 本オプションサービスは、利用者サーバ設備および利用者サーバ設備に接続するネットワーク機器等(以下、本節において「監視対象」といいます)の監視および運用を行うものです。利用者との基本サービスの利用契約がすべて終了した場合、本オプションサービスも当然に終了するものとします。</p> <p>2. 利用者が本オプションサービスの利用を希望する場合、当社は、利用者に対し、本オプションサービスの内容に関する詳細、仕様その他の情報を提示するものとします。利用者は、当社に対し、当該情報をもとに、当社所定の作業依頼書に本オプションサービスを行うために必要な内容を記載して提出するものと、当社は当該作業依頼書に基づき本オプションサービスを提供するものとします。ただし、利用者の作業依頼内容について当社が実施困難であると判断した場合、当該内容の変更を要請する場合があります。本オプションサービスの利用期間内においても同様とします。</p> <p>3. 基本約款第2条第2項の定めにかかわらず、本オプションサービスの内容は、前項において当社が提示する情報および利用者が提出する作業依頼書に基づき、当社および利用者間で協議の上、決定するものとします。</p> <p>4. 当社は、本オプションサービスを提供するにあたり、第2項の作業依頼書に基づいて、または当社の判断で、監視対象と当社または次項の指定事業者が当社のデータセンター内に設置したサーバ設備とをLANケーブル等で接続することができず、この場合、利用者は、自ら当該接続の設定、追加、変更、修理、撤去その他当該接続に関連する一切の行為をしなければならず、当社に対し、当該作業の実施につき一任します。当該作業において、当社の責めのみならず、不具合等が発生した場合、作業完了日を含む5営業日以内に利用者が不具合等の具体的な内容を当社に通知し、自己の費用で当社の求める事項すべてについて当社に対し協力することを条件に、当社は修正作業を行います。その他の場合につき、当社は発生した不具合等について修正作業を行う責任を負いません。</p> <p>5. 当社は、本オプションサービスの全部または一部を当社の指定する事業者(以下、「指定事業者」といいます)に再委託することができるものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「運用保守サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第23条(保証)</p> <p>1. 当社が本オプションサービスを提供するにあたり、障害が発生することを予防するためまたは発生した障害に対応するために行う作業について、当社の義務は、当社所定の作業手順書に従って作業を行うことに限られるものとし、当社は、障害の発生を予防することまたは当該障害を解消すること等の義務を負わないものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスは、障害原因の特定および障害の復旧の実現をいかなる意味でも何ら保証するものではありません。</p> <p>3. 本オプションサービスの内容に、コールドスタンバイ機代替行が含まれる場合には第9条第3項、第4項および第5項の定めが、セキュリティアップデートが含まれる場合には第12条の定めが、コンテントバックアップが含まれる場合には第14条の定めが、本節の定めと併せて適用されるものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「運用保守サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第24条(料金および支払期限)</p> <p>1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第22条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスにおいて追加の料金が発生した場合、利用者は、当該追加料金を、当社が当該追加料金に係るサービスを提供した月の翌月または翌々月(いずれであるかは当社の指定によるものとします)までに支払うものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「運用保守サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第25条(最低利用期間)</p> <p>1. 基本約款第15条第2項の定めにかかわらず、本オプションサービスの最低利用期間は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「運用保守サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第26条(問い合わせ)</p> <p>1. 本オプションサービスにより提供される技術的サポートについては、指定事業者において行われるものとし、利用者は本オプションサービスの技術的な事項については、指定事業者に直接問い合わせるものとします。</p> <p>2. 前項を除く、本オプションサービス自体に関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「運用保守サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第27条(知的財産権)</p> <p>1. 本オプションサービスにより提供される発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、ノウハウその他の創作(以下、「発明等」といいます)に関する特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、その他の権利(知的財産(知的財産基本法第2条第1項が規定するものをいいます。以下同じ)に関して国内または外国の法令により定められた権利もしくは国内または外国において法律上保護される利益に係る権利をいいますが著作権(外国における著作権も含みます。以下同じ)は除きます。以下、「知的財産権」と総称します)は、当社に帰属します。当社は利用者に対し、当該発明等および知的財産権について、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、無償で実施許諾または使用許諾をするものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスにより提供されるドキュメント、プログラムその他の著作物の著作権は当社に帰属します。当社は利用者に対し、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、当該著作物の使用および複製を行うことができる著作権法上の権利を無償で許諾するものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「運用保守サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第13節 初期構築サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます)</p> <p>第28条(作業)</p> <p>1. 本オプションサービスは、利用者サーバ設備および利用者サーバ設備に接続するネットワーク機器等について初期設定および構築作業(利用者が指定する利用者サーバ設備および利用者サーバ設備に接続するネットワーク機器等(以下、本節において「移設対象機器」といいます)を、利用者が指定する住所から当社データセンターへ移設する作業(以下、本節において「移設作業」といいます)および当該移設作業を行うために必要となる事前の調査を含みます)を行うものです。</p> <p>2. 利用者が本オプションサービスの利用を希望する場合、当社は、利用者に対し、本オプションサービスの内容に関する詳細、仕様その他の情報を提示するものとします。利用者は、当社に対し、当該情報をもとに、当社所定の作業依頼書に本オプションサービスを行うために必要な内容を記載して提出するものと、当社は当該作業依頼書に基づき本オプションサービスを提供するものとします。ただし、利用者の作業依頼内容について当社が実施困難であると判断した場合、当該内容の変更を要請する場合があります。本オプションサービスの利用期間内においても同様とします。</p> <p>3. 基本約款第2条第2項の定めにかかわらず、本オプションサービスの内容は、前項において当社が提示する情報および利用者が提出する作業依頼書に基づき、当社および利用者間で協議の上、決定するものとします。</p> <p>4. 本オプションサービスの作業が完了した場合、当社は、利用者に対し、作業完了の通知を行います。利用者は、当社に対し、当該通知を受領した日の翌日から5営業日以内に第2項に定める作業依頼書どおりに作業がなされたことを検査の上その旨当社に通知するものとし、かかる通知が当該期間内になされた場合、またはなされないまま当該期間が経過した場合は、作業依頼書どおりに照搬なく作業がなされたものとみなします。</p> <p>5. 当社は、本オプションサービスの全部または一部を指定事業者に再委託することができるものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「初期構築サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第29条(瑕疵・保証)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの作業について、前条第4項の検査では発見できないような瑕疵を発見した場合には、当社に対し、修正作業を行うことを求めることができるものとします。ただし、当社が作業完了の通知を発した日から6ヶ月以内に利用者が当社に通知したことを条件とします。</p> <p>2. 本オプションサービスにおける当社の義務は、前条第2項における作業依頼書に従って当該作業を行うことに限られるものとし、当該作業の結果、利用者に損害が発生したとしても、当社は、当該損害について何ら責任を負うものではありません。ただし、当社が当該作業依頼書にない作業を行った場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 移設作業において、移設対象機器の利用者から当社への送付は、利用者の責任と負担において行うものとします。当社は、移設対象機器を受領後すみやかに検査するものとし、当該検査において発見された当該移設対象機器の毀損、汚損、ならびに当該移設対象機器に記録されているデータの損壊および消失等については損害賠償その他何らの責任を負うものではありません。当該検査において、移設対象機器につき、本オプションサービスの目的達成が不可能な状態である、もしくは修理に過大な費用または時間を要すると当社が判断した場合、当社は、利用者に対し、利用者負担において当該移設対象機器を返送するものとします。</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、当社が、移設作業の一環として移設対象機器の送付を行う場合であっても、当該移設対象機器の運送中の滅失、毀損を含む一切の保証は、運送を実施する運送業者が行うものに限られ、当社はいかなる保証も行わず、また移設対象機器の運送中の滅失および毀損に関し、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>5. 当社は、移設作業において、本オプションサービス実施以前に移設対象機器上で稼働していたプログラム、ソフトウェア等が本オプションサービス実施後の当該移設対象機器においても正常に稼働することをいかなる意味においても何ら保証するものではありません。また、移設対象機器に保存されたすべてのデータについては、基本約款第18条第2項の定めが適用されるものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「初期構築サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第30条(料金および支払期限)</p> <p>1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第28条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。</p> <p>2. 基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、本オプションサービスを希望する利用者は、当社が指定する日までに、前項の料金を支払うものとします。当社は、当社が個別に承認しない限り、利用者から料金の支払いがあったことを確認した後、本オプションサービスの実施に着手します。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「初期構築サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第31条(知的財産権)</p> <p>1. 本オプションサービスにより提供される発明等に関する知的財産権は、当社に帰属します。当社は利用者に対し、当該発明等および知的財産権について、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、無償で実施許諾または使用許諾をするものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスにより提供されるドキュメント、プログラムその他の著作物の著作権は当社に帰属します。当社は利用者に対し、利用者が本オプションサービスを使用するために必要な最小限の範囲で、当該著作物の使用および複製を行うことができる著作権法上の権利を無償で許諾するものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「初期構築サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第14節 機器販売サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます)</p> <p>第32条(販売)</p> <p>1. 本オプションサービスは、サーバ設備およびソフトウェア等(以下、本節において「販売機器」といいます)を販売するサービスです。本オプションサービスについては、個別に利用契約が成立するものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスの申込みは、利用者が購入を希望する販売機器その他の必要事項を記入した当社所定の注文書を当社に提出することにより行われるものとします。ただし、当社が、利用者が購入を希望する販売機器の取り扱いが困難と判断した場合には、利用者に対し、申込みの内容の変更を要請する場合があります。</p> <p>3. 基本約款第2条第2項の定めにかかわらず、本オプションサービスの内容は、当社および利用者間で協議の上、決定するものとします。</p> <p>4. 当社は、販売機器および当該販売機器にインストールまたは付属するものとして提供するソフトウェアその他関連資料(以下、「販売機器等」といいます)を納品書とともに、当社データセンター内または利用者の指定する住所に納入するものとします。利用者は、当社に対し、当該納入日の翌日から5営業日以内または利用契約において別途期間を定めた場合にはその期間内に販売機器等を検査の上、当社所定の受領書に署名または記名押印して提出するものとし、かかる提出が当該期間内になされた場合、またはなされないまま当該期間が経過した場合は、販売機器等の引渡しは完了したものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「機器販売サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第33条(瑕疵・保証)</p> <p>1. 利用者は、前項の検査では発見できないような瑕疵を販売機器等に発見した場合には、当社に対し、当該販売機器等を当社に納入した者(以下、「メーカー」といいます)と当社との間の当該販売機器等における瑕疵の取扱いに関する定めにより、メーカーが当社に対して負う責任の範囲内で、当社の選択に基づき、当該瑕疵のある販売機器等の修理、代品への交換または当該販売機器等について支払った対価の返金を行うことを求めることができるものとします。</p> <p>2. 当社は、利用者に対して、引渡し時において、販売機器等がそのメーカー所定の仕様と通りの機能または性能を備えていることのみを、メーカー所定の保証条件の範囲内で保証し、販売機器等の利用者の使用目的への適合性、第三者の権利の非侵害その他については何ら保証しないものとします。本項に定める場合を除き、当社は販売機器等についていかなる保証も行わず、また販売機器等および利用者によるその使用に関し何ら責任を負うものではありません。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「機器販売サービス」を追加するものです。
新設	新設	<p>第34条(料金および支払期限)</p> <p>1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの料金は、本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。</p> <p>2. 基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、本オプションサービスを希望する利用者は、当社が指定する日までに、前項の料金を支払うものとします。当社は、当社が個別に承認しない限り、利用者から料金の支払いがあったことを確認した後、本オプションサービスの実施に着手するものとします。</p> <p>3. 当社が、利用者から第1項の料金全額の支払いがある前に、販売機器等を利用者に納入することを承認した場合、当該販売機器等の所有権(ソフトウェアに関しては、ソフトウェアが記録された媒体の所有権をいいます)は、利用者から当該料金全額の支払いがあった時に、当社から利用者に移転するものとします。</p> <p>4. 利用者が本オプションサービスにより取得した販売機器等を利用するにあたっては、基本約款第19条および第20条の定めが適用されるものとします。</p>	ハウジングサービスのオプションサービスとして、新たに「機器販売サービス」を追加するものです。
附則第1条(適用開始)	附則第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年6月26日より適用されます。	附則第1条(適用開始) この約款は、平成26年6月26日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年9月16日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。